

第二次霧島市総合計画（前期基本計画）

未定稿

2018年（平成30年）1月23日現在

本章では、基本構想で明らかにした「6つのまちづくりの基本方針(政策)」を実現するため、次の26施策に整理して示しています。

▲：現在調整中

基本方針(政策)	施策	頁
1 にぎわい 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり	1-1 地域特性を活かした観光の推進	2
	1-2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	5
	▲1-3 地域経済を支える商工業の振興	—
	1-4 強みを活かした企業誘致と雇用の促進	7
	1-5 活力ある農・林・水産業の振興	9
2 暮らし みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり	2-1 危機管理・防災力の充実と防災意識の向上	12
	2-2 市民生活の安全性の向上	15
	2-3 快適生活の基盤づくりの推進	18
	2-4 地域特性に応じた魅力ある空間の形成	21
	2-5 人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成	24
	2-6 地球にやさしい循環型社会の形成	27
3 やさしさ 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり	3-1 健康づくりの推進と医療体制の充実	30
	3-2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	33
	▲3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進	—
	3-4 共生社会実現に向けた障がい者(児)の支援	35
	3-5 社会保障制度の円滑な運営	38
4 はぐくみ 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり	4-1 立志と将来への希望を育む学校教育の充実	41
	4-2 多様な学びを支援する社会教育の充実	44
	▲4-3 スポーツを楽しむ環境づくりの推進	—
	▲4-4 次世代へつなぐ芸術文化活動の推進	—
5 きょうどう 市民とつくる協働と連携のまちづくり	5-1 市民参画でつながる地域社会の形成	47
	▲5-2 活力ある地域づくりの推進	—
	5-3 人権の尊重と男女共同参画の推進	49
	▲5-4 市の魅力と価値を高める多角的施策の展開	—
6 しんらい 信頼される行政経営によるまちづくり	▲6-1 持続可能な財政運営の推進	—
	▲6-2 市民の視点に立った行政サービスの提供	—

1-1 地域特性を活かした観光の推進

<目指す姿>

大自然に恵まれた、魅力あふれる「観光地・霧島」という認識を市民と共有し、国内外の観光客に「選ばれる、また訪れたい」観光地づくりを目指します。そのため、観光客のニーズに合った観光素材の創出や活用、インターネットなどによる効果的な情報発信を推進します。

また、「観光地・霧島」としてのブランド戦略を明確にし、市民、地域、観光関係者一体となったおもてなしや安心して快適な観光地づくりを展開します。

(1) 施策の現状と課題

本市は、日本で最初に国立公園に指定された霧島山をはじめ、特有の歴史や文化、豊富な温泉や食など多種多様な観光素材に恵まれています。さらに、国際線を有する鹿児島空港や鉄道、高速道路などが整備され、観光地として高いポテンシャルを誇っています。

これら観光地としての優位性を生かし、観光素材の創出や活用、受入体制の整備など、観光客誘客のための取組を地域や観光関係者一体となって進めてきました。一方で、度重なる自然災害や新燃岳噴火による風評被害に対しては、迅速かつ的確な対策を講じてきました。

近年、個人や小団体の旅行形態が増加しており、国際航空路線を有する本市としては、個人客とともに外国人観光客への対応が必要不可欠です。このようなことから、観光客のニーズに合った観光素材の創出や活用、インターネットなどによる効果的な情報発信を進めるとともに、「観光地・霧島」としてのブランド戦略を明確にし、霧島の魅力を生かした「選ばれる」観光地づくりを進める必要があります。

また、東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンド対策、鹿児島国体を見据えた観光関係者、地域、市民の協働によるおもてなし活動により、「また訪れたい」満足度の高い観光地づくりを進める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 霧島市観光に対する満足度	56.0% (2017年度)	61.0%
<データ系> 観光消費額	54,320百万円 (2016年度)	70,373百万円
<データ系> 観光客数(宿泊+日帰り)	7,567,917人 (2016年度)	8,033,500人
<データ系> 外国人宿泊客数	104,381人 (2016年度)	196,500人
<データ系> 開発又は磨き上げた観光資源の数(累計)	40本 (2016年度)	55本

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 国内外の観光客の誘致

日本で最初に国立公園に指定された霧島山をはじめ、本市特有の歴史や文化、豊富な温泉や食などの多種多様な大自然の恵みとともに、国際線を有する鹿児島空港や鉄道、高速道などが整備された、観光地としてのポテンシャルを最大限に生かすため、霧島市観光協会をはじめとする観光関係団体や地域と一体となった誘客活動を推進します。

また、国内外において本市の知名度を向上させるため、「観光地・霧島」のブランドの方向性を明確にし、SNS やホームページとともに市民が情報発信者となる活動など、様々な手法による戦略的な情報発信の取組を推進します。

② 観光素材の創出と活用

本市の特性である海拔0メートルから1,700メートルにわたる海、山などの恵まれた大自然の魅力を生かし、着地型(体験型)の観光メニューや観光ルートの構築、地域の食材にこだわったご当地メニューの開発や提供など「五感に響く、魅力ある、選ばれる観光地づくり」を推進します。

また、ボランティアガイドによる活動を支援し、市民参画や観光素材の魅力を高める取組を進めるとともに、広域観光の魅力を生かし、霧島ジオパーク推進連絡協議会や環霧島会議、錦江湾奥会議などと連携した観光ルートの開発や素材の活用を推進します。

③ 利便性の高い観光地づくりの推進

国際線を有する空港所在都市としての強みを生かし、主要な交通拠点である空港や駅からの二次アクセスの充実を図ります。

また、多様化する観光地へのニーズに対して誰しものが安心、快適に観光することができるよう、施設等のユニバーサルデザイン化や多言語表記による案内板の設置、Wi-Fi及び超高速ブロードバンド環境の整備を促進します。

さらに、増加傾向にある外国人観光客の受入体制の整備を進め、外国人のニーズに合った施設の充実や霧島ならではの自然や景観、歴史や文化を生かした観光地づくりを推進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・地域の魅力を知り、「観光地・霧島」の魅力を多くの人に伝えましょう。
- ・観光客を温かく迎え、また訪れたくなる観光地づくりを支えましょう。

<事業者>

- ・官民一体となった誘客事業に積極的に取り組みましょう。
- ・観光客に選ばれる、また訪れたくなるサービスの向上に努めましょう。
- ・観光動向や観光客のニーズに合った宣伝事業や受入体制の整備に努めましょう。

1-2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

<目指す姿>

関係団体等と連携し、JRや路線バスなど地域の実情に合わせた公共交通機関の維持を目指します。

また、地域内移動や中心市街地へのアクセス、空港・JRなど交通結節点からの乗り換え需要などの利用者ニーズを適切に把握し、誰もが分かりやすく安心して利用でき、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

(1) 施策の現状と課題

本市は、鹿児島空港や、JR日豊本線・肥薩線の11の駅を有するとともに、九州縦貫自動車道・東九州自動車道の5つのインターチェンジもあり、南九州の交通の要衝となっています。また、市内には、ふれあいバスや市内循環バス、地域間幹線系統バスなどが運行しており、広域交通、地域交通の公共交通網は、観光客や市民の重要な移動手段となっています。

本市の交流拠点としての役割をさらに高めるためには、陸・空の広域交通網の利用促進、輸送量の増加や利便性の向上など一層の充実を図ることを目指し、県や関係機関との連携強化に努める必要があります。

地域交通網では、自家用車依存の高まりや少子高齢化の進行により、バス利用者は年々減少してきています。これまで、ふれあいバスの路線の見直しや不採算路線のデマンド交通への転換など地域交通網の再編に取り組んできましたが、日常生活の移動手段を確保するとともに、観光客の利便性の向上を図るため、なお一層の効率的で効果的な公共交通ネットワークの形成が必要です。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 日常生活で移動に不便を感じている市民の割合	% (2017年度)	%
<データ系> 肥薩線(市内駅)の年間乗車人員	172,700人 (2016年度)	172,700人
<データ系> 日豊本線(市内駅)の年間乗車人員	1,715,787人 (2016年度)	1,715,800人
<データ系> ふれあいバスの1便当たりの利用者数	4.0人 (2016年度)	5.0人
<データ系> 市が運行主体である循環バス・観光バスの1便当たりの利用者数	9.3人 (2016年度)	11.0人

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 総合的な公共交通の連携の強化

九州新幹線全線開通や国内外の格安航空路線の開設等により、二次アクセスの充実を踏まえた公共交通の利便性の向上はますます重要となっていることから、事業者等と連携し、機能強化に努めます。

航空については、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。鉄道については、関係機関等との連携を図りながら、路線維や運行本数の維持・存続を図るとともに、鉄道を利用した観光商品の開発など利用者の増加につながる施策を展開します。

② バス交通の利便性向上と効率的運行

買い物・通勤・通学などの市民の移動ニーズを適切に把握し、日常生活の移手段を確保するとともに、観光客の利便性の向上を図るため、公共交通同士の乗り継ぎの見直しや交通結節点の機能強化を行い、誰もが分かりやすく、安心して利用できる公共交通ネットワークの形成を進めます。

また、住民座談会等を通じ、バスの利用促進に向けた広報・啓発事業を積極的に展開するとともに、バス交通を地域全体で「創り、守り、育てる」気運の醸成を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・地域の日常生活になくてはならない公共交通を住民みんなで支え育てましょう。
- ・日常生活を通じて子どもの頃から公共交通に慣れ親しむ機会を設けましょう。
- ・国際定期運行路線を利用して、鹿児島から海外へ出かけましょう。

<事業者>

- ・利用者ニーズに応じた運行サービスに努めましょう。
- ・バリアフリーに配慮した車両や施設の整備に努めましょう。

1-4 強みを活かした企業誘致と雇用の促進

<目指す姿>

本市の持つ地理的特性を活かした工業用地の確保や情報通信環境等の整備を推進するとともに、高等専門学校や大学等が市内に立地していることによる人材確保面での優位性を活かした積極的な企業誘致活動を展開し、活力ある産業基盤を形成します。

また、企業、ハローワーク及び教育機関等の様々な主体との連携を強化し、市民が安心して働き、安定的な暮らしを送ることができるよう、多様な働き方を支える環境づくりに努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市は、鹿児島県本土の中央部に位置し、鹿児島国際空港や高速道路、主要幹線道路、鉄道網など、国内外への流通ルートが確保され、企業誘致を展開する上で、大きな優位性を持っています。これらの地理的特性や企業立地等に係る優遇制度の充実等により、これまで多くの企業誘致や工場の増設等を実現するとともに、ハローワーク等の関係機関との連携により、市民の雇用の場の確保に努めてきました。

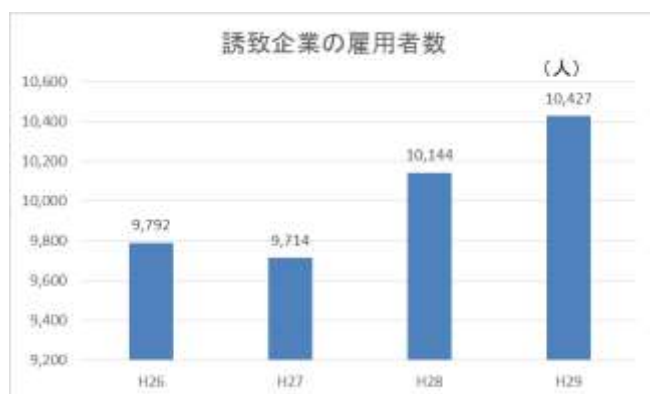
その一方で、就職や進学時期の年齢層を中心に、市外への人材流出に歯止めがかからない状況であることから、今後、更に企業誘致を強化し雇用の場を確保するとともに、地元への就職率を向上させ、若者の人材確保を強化していく必要があります。

また、雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、様々な分野と連携した複合的な取組が求められるとともに、行政による取組だけでは解決が難しい課題であることから、事業者やハローワーク等の関係機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組む様々な主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じていくことが重要です。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 「霧島市で働きたい」と思う高校生の割合	% (2016年度)	40.0%
<データ系> 誘致企業の雇用者数	10,144人 (2016年度)	10,350人
<データ系> 立地協定締結件数(増設を含む)	4件 (2016年度)	4件
<データ系> 高校卒業時の地元就職率	30.6% (2016年度)	36.0%
<データ系> 大学卒業時の地元就職率	10.6% (2016年度)	23.0%

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 企業誘致の促進

立地を計画している企業や市内に増設等を計画している企業を積極的に訪問し、本市の各種優遇制度や絶好の地理的条件、広大な工業用地、豊富な人材をPRするなど、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、誘致した企業に対する定期的な企業訪問等フォローアップに努め、企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、企業のニーズに沿った優遇制度の見直しや情報通信環境の向上を図るなど、企業の受入環境の整備に努めます。

② 多様な人材を活かした雇用の促進

事業者やハローワーク、教育機関等の様々な主体との連携を強化し、若者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材を活かした地元雇用の創出に努めます。

また、地元で育った学生が、市外に就職・転出する流れを変えるため、合同企業説明会、工場等見学会及び産学官の連携によるインターンシップを継続的に実施することにより、地元企業を知る機会の充実・強化を図るとともに、学生と企業のマッチングを行うことで、地元への就職率を向上させ、企業の安定した採用活動を推進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・ 合同企業説明会や工場等見学会などの機会を通じ、市内の企業に関心を持ちましょう。
- ・ 働く意欲を持って自ら積極的にスキルアップに取り組みましょう。

<事業者>

- ・ 求める人材や働く場としての魅力について積極的に情報発信をしましょう。
- ・ 経営の質を高めるため、従業員の意識啓発や人材育成研修に努めましょう。
- ・ ワーク・ライフ・バランスが図られた働きやすい職場環境づくりを推進しましょう。

1-5 活力ある農・林・水産業の振興

<目指す姿>

農林水産業の生産性の向上や担い手・新規就労者の確保・育成に努めるとともに、農林水産業を支える基盤整備に取り組みます。

また、地域特性を活かした農山漁村の振興を図るとともに、良質で付加価値の高い農林水産物の生産等を通じて、農林水産業者の所得が向上し、後継者の確保につながる好循環を目指します。

(1) 施策の現状と課題

本市の農林水産業は、従事者の高齢化や後継者・担い手不足のほか、荒廃した農地や山林等の増加、さらには、有害鳥獣被害などの問題も深刻化しています。

今後、活力ある農林水産業の振興を図るためには、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合など関係団体等と連携して、担い手や新規就労者の確保・育成、機械化等による経営基盤の強化やほ場整備、施設整備など、農林水産業を支える生産基盤の強化を図る必要があります。

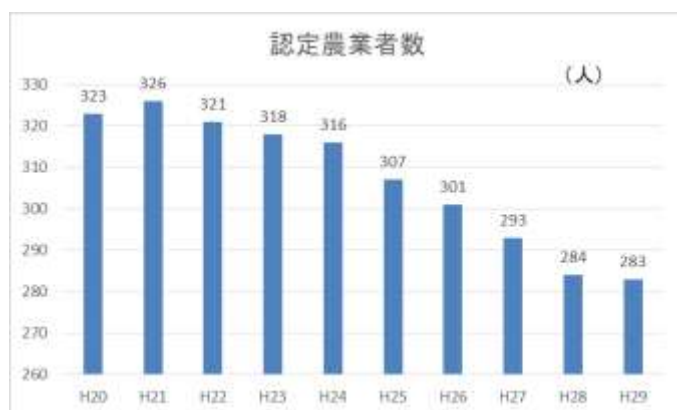
また、計画的な施業による山林の保全、地域の協働による農山漁村の環境維持のほか、地域特性を活かしたグリーン・ツーリズムの推進など、農山漁村地域の活性化も重要な課題です。

さらに、農商工や産学官が連携し、消費者ニーズに対応したブランド戦略を推進し、消費者の認知度や信頼度を高めるとともに、6次産業化の推進により、農林水産物の付加価値を高めるなど、農林水産業者の所得向上と経営の安定化を図る必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 農林水産業に活気があると思う市民の割合	% (2017年度)	%
<データ系> 農業粗生産額	22,036百万円 (2016年度)	21,700百万円
<データ系> 林業生産額	876百万円 (2016年度)	880百万円
<データ系> 水産業生産額	144百万円 (2016年度)	150百万円
<データ系> 新規就農者数	9人 (2016年度)	10人

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 農林水産業の担い手の育成・確保

農業については、関係機関との連携により、担い手の経営改善の支援や経営基盤の強化、農地の集積・集約化、経営所得安定対策等を推進するとともに、新規就農者への支援を強化します。林業については、福利厚生の実施、技術・技能の向上及び労働安全衛生の実施を図るため、継続的に支援を行うとともに、林業事業者と連携して新規就業者の確保・育成に取り組めます。水産業については、就業者の所得向上や雇用管理体制の実施を図り、持続可能な水産業経営の基盤となる人材育成や新規就業者の確保に取り組めます。

② 生産基盤の整備

農業施設の持続的な保全管理を行うとともに、力強い農業を支える農業生産基盤の整備に取り組めます。林業については、木材生産コストの低減による生産量の増大を図るため、高性能林業機械の導入促進や林道等の路網整備を図るとともに、特用林産物の生産基盤の更なる整備を進めます。水産業については、水産資源の育成を図るとともに、「育てる漁業」への転換を進め、漁港や漁場の整備に努めます。

③ 農山漁村の振興

計画的な改修や維持管理により、農地や農道、水路などの保全に努めるとともに、有害鳥獣被害の抑制や耕作放棄地の解消及び利活用、さらに、地域資源を活かした農業体験や農家民泊などのグリーン・ツーリズムを推進することにより、農村の活性化を図ります。

また、山村地域の環境保全の観点から再生林を推進し、森林資源の循環利用により、山村地域の経済の好循環を図るとともに、漁村地域においても、特性を活かした活力ある地域づくりを展開します。

④ 農林水産業の稼ぐ力の向上

大消費地等におけるマーケットのニーズに的確に応えられる競争力のある産地の育成・強化、GAP（農業生産工程管理）の取組や認証取得の拡大を促進し、農林水産物の更なるブランド力向上を図ります。

また、地産地消及び地産外消を推進するとともに、農林水産物の付加価値を高めるため、農商工や産学官の連携により、消費者ニーズを捉えた新製品の研究・開発などを進め、6次産業化に取り組む農林水産業者を支援します。

さらに、効果的なPRにより消費者の認知度や信頼度を高め、農林水産業の稼ぐ力の向上を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・地元でできた農林水産物への認識を深め、消費拡大に努めましょう。
- ・農地や林地などの適切な管理に努めましょう。

<農林水産業者>

- ・安心安全な農林水産物の供給に努め、所得の向上を目指し、担い手・後継者の育成に努めましょう。

<農林水産業関係団体>

- ・地産地消の推進、安心安全な産地づくりを目指し、確実な出荷体制を整えましょう。
- ・販売体制（販売戦略）を整え、農林水産業者の所得向上に努めましょう。

2-1 危機管理・防災力の充実と防災意識の向上

<目指す姿>

市民の生命・財産を守るため、災害に備えた危機管理と防災力の充実、強化を図ります。
また、市民との連携による総合的な防災対策に取り組みます。

(1) 施策の現状と課題

近年、地球温暖化に起因する突発的で局地的な豪雨に伴う土砂災害や、台風の大型化による記録的な大雨等に伴う土砂災害、冠水被害が発生しています。また、新燃岳・御鉢は、噴火に伴う火山災害も懸念されます。

このような状況を踏まえ、市総合防災訓練による関係機関等との連携強化を図るとともに、地域の現状に合った地区防災計画の作成や各種避難訓練等を通じた自主防災組織の活性化を推進し、市民の防災意識の向上や地域防災力の強化を図っていく必要があります。

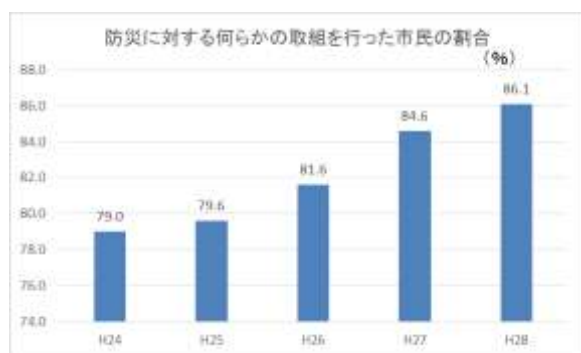
また、高齢化の進行や生活形態の多様化などに伴い、火災をはじめ救助・救急需要は複雑に変化していることから、消防団を含めた消防力の充実を図るとともに、火災予防啓発活動の強化など、消防・救急対策を推進していく必要があります。

さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進のための情報の周知や災害危険個所の整備を図るとともに、治水対策の計画的な実施により、防災・減災対策を推進していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年 (H34年)
<意識系> 防災に対する何らかの取組を行った市民の割合	73.3% (2016年度)	84.0%
<意識系> 災害時の避難先を知っている市民の割合	% (2016年度)	%
<データ系> 救命講習等を受講した市民の割合	8.3% (2016年度)	8.5%
<データ系> 火災の年間発生件数 (5年間の平均)	56.6件 (2016年度)	54.0件

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進

災害から市民の生命・財産を守るために、災害危険箇所の整備や治水対策をはじめとした各種防災事業を推進するとともに、災害発生・災害予測時に、防災情報を市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の拡充等の環境整備を図ることにより、災害に強い防災基盤の整備に努めます。

また、災害発生後においては、被災箇所の被害拡大や二次災害の防止に努めるとともに、早期復旧を図ります。

② 自助・共助を主体とした地域防災力の強化

地域の連帯感や防災意識の高揚を図るため、出前講座や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層に対して、災害時の対応行動や防災知識の普及啓発を行うなど、防災対策の充実を図ります。

また、消防団員の高齢化等に伴い、消防団員の確保が喫緊の課題となっていることから、特に、若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、担い手の確保と消防団活動の活性化を図ります。

さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進を図るため、情報の周知に努めます。

③ 火災の予防及び救急・救助体制の充実

火災予防広報、防火教室及び講習会の開催等を通じ、火災発生未然防止を呼びかけるとともに、住宅火災から生命・財産を守るため、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理を促進します。

また、緊急時において、救命率の高い救急活動が行えるよう、救急隊員の知識・技能の充実を図るとともに、市民に対する応急手当の普及啓発のため、普通救命講習等の様々な講習を行います。

さらに、近年の大規模・多様化する災害事故に迅速・的確に対応するため、消防職員及び消防団員への教育訓練等を通じ人材育成を図るとともに、防災施設、消防資機材等の計画的な整備を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・平常時から食糧備蓄や非常用持出袋の準備等の防災対策を行うなど、災害から身を守る行動を心がけましょう。
- ・急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行いましょう。
- ・住宅用火災警報器の設置や火災予防に取り組みましょう。
- ・地域の防災力向上のために、自主防災組織の活動に参加・協力しましょう。

<地域>

- ・災害時に被害を最小限にとどめるため、自主防災組織を育成強化しましょう。
- ・防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめ、市が行う防災活動と連携・協力しましょう。

2-2 市民生活の安全性の向上

<目指す姿>

市民・警察・民間企業・行政が一体となって交通安全運動や防犯活動を展開するとともに、消費者被害の未然防止及び被害拡大の防止に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市の交通事故発生件数は、年々減少傾向にあるものの、高齢者の交通死亡事故は上昇傾向にあります。そのため、高齢者をはじめとした交通安全教育の充実を図るとともに、「高齢者運転免許証自主返納制度」の活用を促進を通じ、高齢者が加害者となる交通事故を防いでいく必要があります。

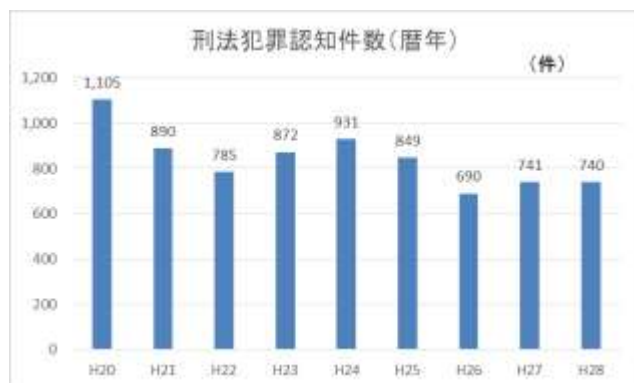
また、犯罪の発生件数は、近年減少傾向にあるものの依然として予断を許さない状況であり、近年のスマートフォン等の普及に伴い、インターネットを悪用したサイバー犯罪の増加も懸念されます。そのため、今後も警察や関係機関と連携を図りながら、「霧島市あんしん・あんぜん検定」をはじめとする広報啓発活動や防犯パトロール隊の活動の活性化を通じ、地域の防犯力の強化を図るとともに、犯罪防止に配慮した防犯灯・安全灯のLED化などの環境整備を図る必要があります。

さらに、近年、高齢化の進行、高度情報化の進展等に伴い、消費者被害の内容等も複雑多様化しています。そのため、消費者自身が被害に遭わないよう、知識や判断力を高めるための広報、啓発を推進するとともに、「霧島市消費生活センター」の相談体制の充実を図り、トラブルの未然防止や早期の救済に努める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 「安心・安全に生活できる」と感じる市民の割合	% (2016年度)	%
<意識系> 霧島市消費生活センターの認知度	54.0% (2016年度)	65.0%
<データ系> 交通事故発生件数(人身・暦年)	752件 (2016年度)	674件
<データ系> 刑法犯罪認知件数(暦年)	740件 (2016年度)	700件
<データ系> 高齢者運転免許自主返納者数	392件 (2016年度)	420件

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚を図るために、年齢層に応じた交通安全教室を開催するとともに、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通立哨等を積極的に実施します。特に、高齢者の交通事故が多発していることから、高齢運転者の免許証の自主返納を支援する事業を展開するとともに、高齢歩行者が犠牲となる事故を防止するため、夜光反射材の着用等を推進します。

また、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備など道路環境の充実を図り、交通事故が起こりにくい環境整備に努めます。

② 防犯対策の推進

警察や防犯協会等の関係機関との連携や「霧島市あんしん・あんぜん検定」の継続的な実施を通じ、防犯に関する情報発信や意識啓発を図り、「自らの安全は自らで守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯パトロール隊の自主的な活動を支援することで、地域の防犯力を高めるとともに、防犯設備（防犯灯・安全灯等）の計画的な整備を行うことにより、犯罪の起きにくい環境整備に努めます。

③ 健全な消費生活の推進

市民が安心して日々の消費生活を送れるよう、メディアなどを活用しながら、消費者トラブルの未然防止及び被害拡大防止などに向けた情報提供の充実を図ります。

また、複雑多様化する消費者トラブルの相談に適切に対応するため、「霧島市消費生活センター」の認知度の向上を図るとともに、消費生活相談員の資質向上など、相談体制の充実を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・日常生活の中で防犯を意識し、見守り活動・防犯パトロール等の防犯活動に協力しましょう。
- ・交通ルールやマナーを遵守しましょう。
- ・消費生活に関する知識の習得・情報収集などを行い、自ら消費者被害に遭わないよう備えましょう。

<地域>

- ・悪質な訪問販売等による被害を防ぐため、地域で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行いましょ。

<事業者>

- ・消費者が安心して商品やサービスの提供を受けることができるよう、倫理的な事業活動、情報開示に努めましょ。

2-3 快適生活の基盤づくりの推進

<目指す姿>

市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

そのため、市営住宅の長寿命化、土地区画整理事業による住環境の整備や超高速ブロードバンドの整備促進、上下水道施設等の計画的な整備・改修、耐震化等に努めます。

また、幹線道路のバイパス整備、地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備など市内の道路網の強化や円滑な交通の流れの確保に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市は、これまで、市営住宅の計画的な建替えなどの住環境の整備、幹線道路・生活道路の整備・維持管理、水の安定供給と効率的な汚水処理など、市民生活に密着した基盤整備を進めてきました。

これらの生活基盤は、今後、限られた行政資源の中で、少子高齢化の進行や人口減少局面への移行を見据えた、より効率的で効果的な整備が求められています。

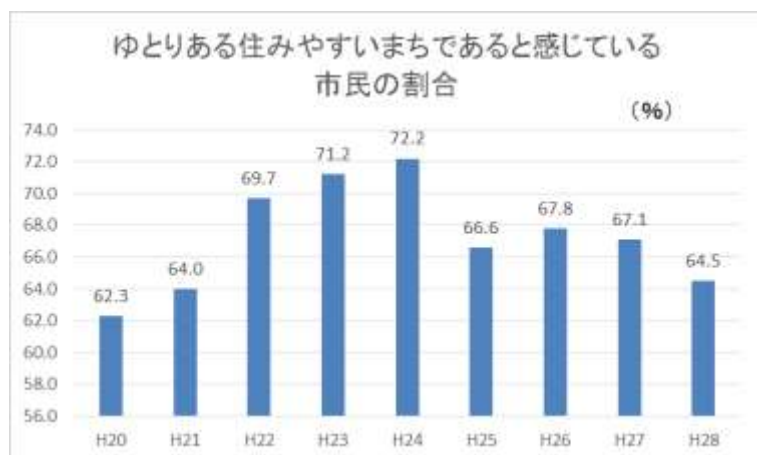
また、多くの生活基盤施設において、老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えており、予防・保全的な維持管理を行うことにより長寿命化を図り、有効活用と更新費用の縮減も求められます。

「第4次産業革命」(IoT、ビッグデータ、ロボット、シェアリングエコノミー等)は、あらゆる社会生活を劇的に変革する可能性を有しています。一方、条件不利地域等においては、情報通信基盤の整備が進みにくく、超高速ブロードバンドが未整備の地域が依然として残っており、地域間で情報格差が生じているため、その解消を図っていく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	64.5% (2016年度)	%
<データ系> 国道・県道・市道の延長	1,970,321m (2016年度)	1,974,070m
<データ系> 下水道整備面積	938.4ha (2016年度)	1,050.5ha
<データ系> 超高速ブロードバンド世帯カバー率	80.4% (2016年度)	92.0%
<データ系> 耐震化率(水道管)	23.6% (2016年度)	29.6%

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 良質な住環境の整備

市営住宅の既存ストックの有効活用・改善等や老朽化住宅の除去を推進するとともに、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震化及び有害な吹付けアスベストの分析調査への支援等を通じ、住環境の安全性の向上に努めます。

また、麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区における土地区画整理事業については、早期完成を目指します。

さらに、下水道認可区域については、計画的な下水道整備を推進し、供用開始区域の接続率向上を目指します。

② 道路ネットワークの構築と道路施設の維持

ICTを建設現場に導入する等、新たな整備手法を視野に入れながら、交通環境の整備や改善に向けた取組を推進します。

特に、市街地の渋滞を解消するため、国道・県道の整備に関する要望活動を継続的に行うとともに、幹線道路のバイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図ります。

また、道路施設や橋梁・トンネルなどの個別施設ごとに策定する長寿命化計画等に基づき、予防保全対策及び補修等を計画的に実施します。

③ 地域情報化の推進

光ファイバー等の超高速ブロードバンドの情報通信基盤について、国及び事業者と連携し、未整備地区の整備を促進します。

また、ICTの効果的な活用について情報収集を行うとともに、これらを活用した地域課題の解決に向けた取組を支援します。

④ 地域情報化の推進

水需要の減少、老朽施設の増加に伴う更新需要の増大、近年各地で発生している地震などの自然災害への対応を図るため、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から、「安全でおいしい水を供給する水道」、「自然災害や事故等による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道」、「健全かつ安定的な事業運営が可能な水道」を目指します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・道路の清掃、草払いなどの環境保全活動へ協力しましょう。
- ・道路の異常や漏水などを発見した場合は、関係機関に速やかに通報しましょう。

<事業者等>

- ・生活に必要なライフライン（水道、電気、ガス、通信など）を提供する事業者は、安全快適で安定したサービス等の提供に努めましょう。
- ・住宅や商店街、事業所等におけるユニバーサルデザインの導入に取り組みましょう。
- ・通信事業者は、ブロードバンド整備地域における安定的な通信環境の維持及び加入促進に努めましょう。

2-4 地域特性に応じた魅力ある空間の形成

<目指す姿>

魅力ある空間の形成を図るため、社会経済環境の変化に対応した、快適で利便性の高い、きめ細やかな土地利用や利用者の視点に立った公園づくりを推進するとともに、自然や歴史・文化などの地域の特性を活かした個性豊かで魅力ある景観の形成を図ります。

また、少子高齢化や過疎化の進展などにより増加している空き家の有効活用を図るための取組を推進し、美しいまちなみの形成に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市は、都市計画マスタープラン等に基づき、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用や公園・広場等の整備に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化が進行する中、今後さらに、日常生活が一定のエリアで完結できるまちづくりと自然体の活性化を図る土地利用が求められます。

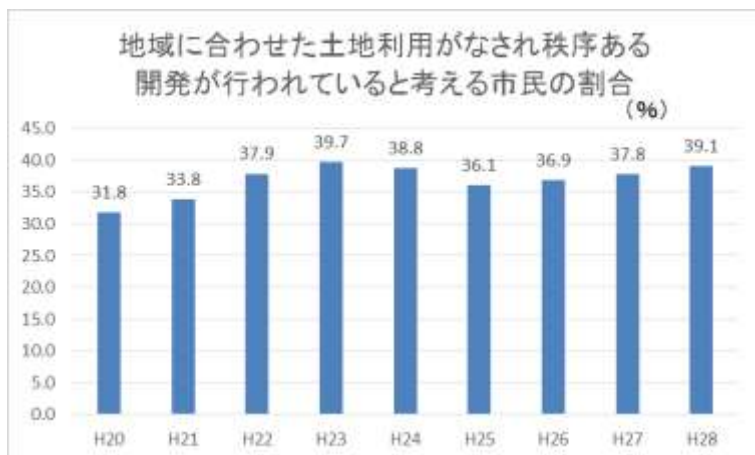
また、霧島市景観条例や霧島市景観計画に基づき、本市の特性を活かした良好な景観の保全や新たな景観形成に向けた取組を推進していますが、近年増加する太陽光発電設備の設置など、多様化する社会情勢の変化に対応した取組や、違反建築物の早期発見を強化していく必要があります。

さらに、近年の少子高齢化や過疎化の進展により、適切に管理されていない空き家が増加しており、建物の倒壊などの保安上の危険性に加え、防災・防犯、公衆衛生、景観への影響など、問題がより深刻化・多極化し、市民生活への悪影響がますます顕在化することが予想されます。そのため、所有者等に対し、具体的な管理方法などに関する情報提供を徹底するとともに、より一層の有効活用を支援していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 地域に合った景観整備がなされ、街並みが良好だと感じる市民の割合	% (2016年度)	%
<意識系> 地域に合わせた土地利用がなされ秩序ある開発が行われていると考える市民の割合	39.1% (2016年度)	%
<データ系> 空き家の利活用件数	2件 (2016年度)	5件
<データ系> 都市公園内の更新及び新設した施設数	2件 (2016年度)	12件

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 地域にあった土地利用の規制・誘導

社会経済環境の変化に適応し、地域の特性を活かしたまちの活力を生み出す土地利用を推進します。

また、建築物に関する関係法令への適合について、申請に基づく審査・検査や定期的なパトロールを適切に実施し、安心安全で快適なまちづくりを目指します。

さらに、都市計画区域及び用途地域については、必要に応じて見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を進め、秩序あるまちなみの形成を図ります。

② 公園・広場等の整備と適切な維持管理

地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進め、公園緑地の充実を図るとともに、公園施設の定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。また、地域住民と連携した公園の維持管理を推進します。

③ 良好な景観の形成

景観形成の必要性に関する普及啓発を行うとともに、市民及び事業者と連携し、地域における景観づくり活動を推進します。

また、景観法、屋外広告物法等による規制、誘導等の仕組みを活用した良好な景観を実現するための取組を促進します。

④ 空き家対策の推進

危険廃屋に対する解体撤去の補助制度の周知・活用を推進することで、危険廃屋の撤去を促進し、周辺住民の安全を確保します。

また、空き家バンク制度の充実を図り、所有者への活用促進と、必要とする方々への情報提供を行い、健全な空き家の有効活用を推進します。

さらに、管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施することで、適正な管理を促します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・公園・広場等の清掃、草払いなどの環境保全活動へ協力しましょう。
- ・景観に関心を持つとともに、身近な住環境の向上のためにできることに取り組みましょう。
- ・空き家の状況を把握し、適正管理に努めましょう。

<事業者等>

- ・関連法規（建築基準法等）を遵守しましょう。
- ・景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めましょう。

2-5 人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成

＜目指す姿＞

環境学習・環境保全活動を積極的に推進し、市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、自然環境の保全や形成に関する様々な取組を市民や事業者などと協働することで、山、川、海など多彩で豊かな自然環境を次世代に引き継いでいきます。

(1) 施策の現状と課題

2012年（平成24年）に、霧島山に加えて、神造島、若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、本市の自然環境に対する関心が高まっている一方で、市街地開発や排水による河川・海の汚濁などの進行により、自然環境が損なわれるおそれがあります。併せて、本市に生息・生育する絶滅危惧種のクロツラヘラサギや国指定天然記念物のノカイドウをはじめ、様々な野生生物の多様性を保全していくことが課題となっています。

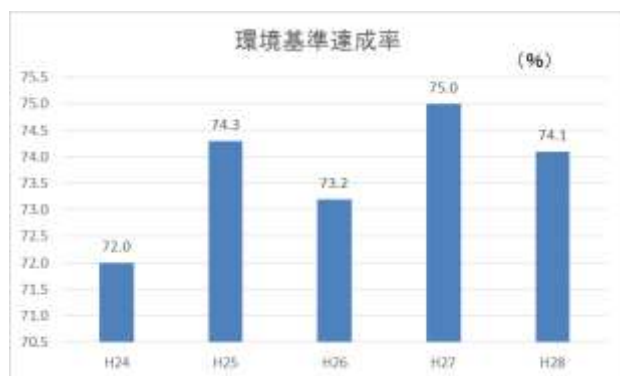
また、本市は、概ね良好な生活環境を維持していますが、今後も快適で健全な生活を営むために、自動車や工場等の排ガス対策、事業場の騒音・振動防止対策及び水資源の保全や適正利用をはじめとする健全な水環境の保全対策を推進していく必要があります。

これらの環境問題に対する関心や意識を向上させるため、これまで、市やNPO等による環境講座、植林活動のほか、錦江湾クリーンアップ作戦やふれあいボランティアの日を中心とした市民による清掃活動などに取り組んできており、今後も市民一人ひとりが、人と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年（H34年）
＜意識系＞ 自然環境が保全されていると感じる市民の割合	73.6% (2016年度)	%
＜意識系＞ 生活環境が向上していると感じる市民の割合	33.3% (2016年度)	65.0%
＜データ系＞ 1～15年生（3歳級以下）の森林面積	385ha (2016年度)	485ha
＜データ系＞ 環境基準達成率	74.1% (2016年度)	80.0%
＜データ系＞ 海域の環境基準（COD）達成地点数	3地点 (2016年度)	4地点

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 自然環境の保全

森林が持つ水源かん養、二酸化炭素の吸収・固定、土砂災害の防止などの多面的な機能を維持・増進するため、森林の適切な管理を実施するとともに、霧島市天降川等河川環境保全条例や関係法令等に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。

また、各種事業の実施に当たっては、計画段階において、自然の改変を予測・回避し、自然環境の保全に努めます。

さらに、自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、市民・事業者の自然保護意識の向上を図ります。

② 大気・音環境の保全

大気汚染物質の測定結果や騒音測定結果を把握し、必要に応じて、関係機関へ要請を行うなどの保全対策を講じるとともに、工場・事業場から発生する悪臭・騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。

また、大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、迅速な実態把握に努め、実情に応じて適切に対応します。

さらに、市が管理する焼却施設などの適正な維持管理に努め、大気汚染物質等の排出抑制を図ります。

③ 水環境の保全

下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進するとともに、家庭で実践できる生活排水対策などの普及啓発に取り組みます。

また、「水質汚濁防止法」等に基づき、関係機関と連携し、工場・事業場の適正な排水処理を推進します。さらに、「霧島市水資源保全条例」に基づき、水資源の適切な管理を実施します。

④ 生物多様性の保全

文化財保護法などの関係法令等に基づき、天然記念物や希少な野生生物の保全を図るため、希少野生生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、有効な保全対策を推進します。

また、シカ等の有害鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国・県と連携し、中山間地域における有害鳥獣の適正個体数の管理に努めるとともに、外来生物の適切な飼育や栽培方法を周知・啓発します。

⑤ 環境保全意識の向上

環境学習の事例集やプログラム等の作成を通じ、学校における環境学習の基盤を整備するとともに、霧島市環境美化・河川環境保全推進員等と連携し、環境問題に関する知識を持った人材（環境学習ボランティア）の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育の場において積極的に活用します。

また、アダプト制度や環境イベントの開催等を通じて、NPO等の活動の場を提供するとともに、環境保全活動の内容を広く紹介することにより、市民の関心と理解を深めます。

(5) みんなができること

- ・ 森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。
- ・ 自動車の過剰な利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するとともに、エコドライブを実践しましょう。
- ・ 節水を心がけるとともに、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- ・ 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物を野外へ遺棄・放逐・植栽しないようにしましょう。
- ・ 市やNPO等の団体が開催する自然体験学習会や講演会等に参加しましょう。

2-6 地球にやさしい循環型社会の形成

<目指す姿>

4 R活動の普及啓発により、ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営等により、廃棄物の適正な処理を推進します。

また、市民及び事業者等に、更なる省エネ活動の実践や再生可能エネルギーの利用を促し、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。

(1) 施策の現状と課題

ごみの分別・資源化は、市民に定着しつつありますが、本市のごみの排出量は増加傾向にあり、山林、河川、海岸等への不法投棄は後を絶たない状況です。また、宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴うごみ収集所の新設等により、運搬コストも増大する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、4 Rの推進による廃棄物の減量化や、環境美化推進員、環境保全協会との連携による不法投棄の未然防止対策を強化することにより、ごみ処理施設等の負荷軽減を図るとともに、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会を形成していく必要があります。

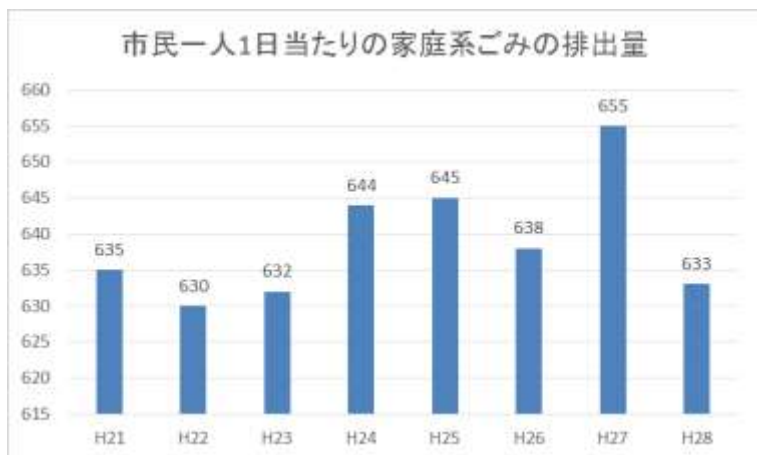
地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、2015年（平成27年）にはCOP21において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ議定書」が採択されました。

本市においても、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減目標を掲げ、低公害車の導入支援や植林活動、再生可能エネルギー発電設備の導入促進などの取組を進めていますが、今後さらに、事業者による温室効果ガス排出削減に向けた取組や、ライフスタイルの見直しなど市民一人ひとりの取組を高めていく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年（H34年）
<意識系> 日頃からごみを減らすようにしている市民の割合	79.1% (2016年度)	85.0%
<データ系> 市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	633g/人日 (2016年度)	620g/人日
<データ系> リサイクル率	17.1% (2016年度)	21.0%
<データ系> 再生可能エネルギー導入容量	189,520kW (2016年度)	392,399kW
<データ系> 市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量	42,461.48t-CO2 (2016年度)	t-CO2

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① ごみの減量化・資源化

家庭ごみの減量化・資源化を促進するため、環境保全協会、地区自治公民館等と協力・連携して、4R活動を推進し、資源の有効活用を図ります。

また、市民自らがごみの排出者であることを認識し、リサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりなどに取り組むよう普及啓発に努めます。

さらに、事業者に対しては、リサイクル製品の製造、販売、使用等や4R活動の推進により廃棄物の排出抑制や減量化を促します。

② ごみの適正な排出・処理

ごみの適正排出を推進するため、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等の周知啓発を行うなど、分別収集活動の支援に努めます。

また、環境美化推進員や環境保全協会と協力・連携して環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止に努めます。

さらに、ごみ処理施設等の適正な維持管理に努め、安定的で効率的な廃棄物処理を行うとともに、近年のごみ搬入量の増加や施設の老朽化等に対応するため、必要な措置を講じます。

③ 地球温暖化対策の推進

本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解が得られた、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備について導入を促進します。

また、環境教育・環境学習の充実や環境情報の提供などにより、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促し、家庭や事業所における温室効果ガスの抑制を図ります。

さらに、間伐の実施等による森林の適切な管理を促進するとともに、地域住民や企業など、多様な主体による市民参加の森林づくりを推進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・買い物は計画的に行い、必要なものを必要な量だけ買うようにするなどして、できるだけごみの発生を少なくしましょう。
- ・ごみを排出する際は、正しく分別し、資源としてリサイクルできるようにしましょう。
- ・不用品は、リサイクルショップなどを活用して再使用されるように努め、また、再生品を使った環境にやさしい製品を選びましょう。
- ・エコドライブの実践や公共交通機関等の利用、また、不要な電灯の消灯など家庭でできる省エネ活動をしましょう。
- ・市や NPO 等の団体が開催する環境学習会や環境保全活動に参加し、地球温暖化防止のために、ライフスタイルの見直しを考えましょう。

3-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

<目指す姿>

始良地区医師会等の関係機関と連携し、一次救急医療及び二次救急医療体制の更なる充実を図ります。

また、市立医師会医療センターの施設整備や機能の充実に努めるとともに、市民の健康づくりや子育て支援の新たな拠点となる多機能・複合的な保健センターの整備を目指します。

さらに、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、疾病の早期発見や特定保健指導等による重症化予防、こころの健康づくりに努めます。

(1) 施策の現状と課題

始良地区医師会等との連携により、一次救急医療については、休日在宅当番医制や夜間救急診療の実施、二次救急医療については、病院群輪番制や循環器・脳外科救急輪番制の整備・支援を行うなど、夜間・休日における診療の充実を図ってきましたが、高齢化等に伴う医療需要の増加に対応するため、更なる体制強化を図る必要があります。

また、市立医師会医療センターは、施設の老朽化や様々な医療ニーズなどへの対応を踏まえ、抜本的な整備を行う必要があります。保健センターについても、施設の老朽化や狭隘化等に伴い、市民の利便性が低下していることから、新たな拠点施設の整備を検討する必要があります。

健康づくりについては、市民が、自分にあった健康づくりや食生活などの正しい生活習慣を習得するとともに、日ごろから健康管理や疾病予防等について相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることが重要です。また、生活習慣病やこころの病気が増加していることから、がん検診の受診率向上や生活習慣病の発症・重症化の予防のための健康支援、こころの病気へのサポートが必要とされており、特に、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病への対策が重要です。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 健康づくりの支援や医療体制が充実していると感じる市民の割合	% (2016年度)	%
<意識系> 心身共に健康であると感じている市民の割合	68.3% (2016年度)	%
<データ系> がん検診の受診率	9.0% (2016年度)	10.2%
<データ系> 予防接種率	94.3% (2016年度)	95.5%
<データ系> 自殺死亡率(人口10万人あたり)	15.8 (2016年度)	0.0

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 安心・安全な医療体制の充実と健康づくり拠点の整備

高齢化に伴う医療需要の増加等に対応するため、始良地区医師会等の関係機関と連携し、夜間・休日における二次救急医療体制の更なる強化を図るとともに、深夜帯における一次救急医療体制について必要な措置を講じます。

また、医療ニーズへの的確な対応ができるよう、市立医師会医療センターの施設整備や機能充実に努めるとともに、市民の健康づくり、子育て支援の拠点として、乳児から高齢者まで幅広い保健サービスを提供でき、保健・福祉等の連携が図られる多機能・複合的な保健センターの整備を目指します。

② 市民の健康意識の向上と健康管理の充実

市民の健康意識の向上や知識の普及のために、健康相談・健康教育・市民健康講座等を継続的に実施するとともに、健康運動普及推進員や食生活改善推進員等の健康づくり協力団体と連携して、運動習慣者の増加やバランスの良い食生活、食育等についての普及啓発に努めます。

また、生活習慣病の発症・重症化の予防のため、特定保健指導や早期受診勧奨等を行うとともに、糖尿病についてはCKD（慢性腎臓病）予防ネットワークの推進を図ります。

さらに、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図るため、市民の理解を深め、関係機関と連携した総合的な対策に取り組みます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・幼少期から食育に取り組むとともに、健診の受診や食生活、運動習慣を見直し、健康づくりに努めましょう。
- ・かかりつけ医等を決め、生涯にわたって自分の健康管理を行いましょう。

<地域>

- ・地域の健康づくり活動を推進するために、行政と連携し住民の健康づくりを支援しましょう。
- ・行政や関連団体と協働しながら、幼少期からの食育等の推進など生活習慣病の予防に努めましょう。

<事業者等>

- ・事業所の労働安全衛生管理体制を整え、従業員の健診や健康教育を実施し、生活習慣病などの予防に努めましょう。

3-2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

<目指す姿>

関係機関との連携を強化し、妊娠期から乳幼児期まで、切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

また、若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるように子育て支援事業の充実を図ります。

(1) 施策の現状と課題

出産年齢の高齢化や子育て世代の転入者の増加などにより、身近に頼れる人がいない中で子育てをしている市民が増加しています。特に、妊娠・出産への不安や負担が増大していることから、関係機関と連携して、産後ケア体制の充実を図るとともに、ハイリスク母子に対して、切れ目のない支援ができるよう、子育て世代包括支援センターの機能を強化していく必要があります。

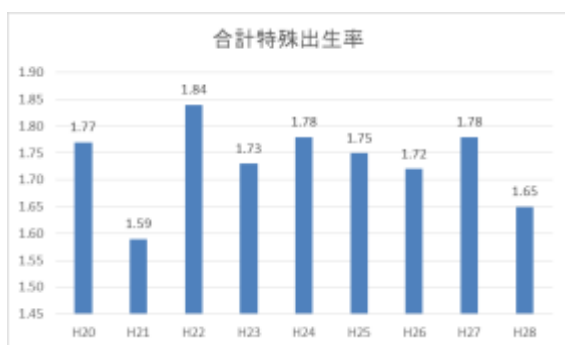
また、年次的に保育所等の整備を行い、利用定数の拡充を図っていますが、共働き家庭の増加等に伴い、今後、更なる保育ニーズの増大・多様化が予想されます。そのため、今後も引き続き、民間保育所等と連携し、施設整備を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの機能強化を図るなど、多様な保育サービスを展開していく必要があります。

さらに、子育てに要する経済的負担が大きいことから、医療費の助成制度などの充実に努めるとともに、特に、ひとり親家庭については、経済的支援のほか、就業支援に努める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 妊娠・出産について満足している市民の割合	80.1% (2016年度)	85.0%
<データ系> 18歳以下の児童数(3月31日現在/年)	24,083人 (2016年度)	24,500人
<データ系> 乳幼児健診受診率	96.1% (2016年度)	96.7%
<データ系> 合計特殊出生率	1.65 (2016年度)	1.84

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、健康相談、特定不妊治療等への支援、産後ケアなどの支援体制の充実を図ります。

また、地域子育て支援センターの機能充実や周知広報に努めるとともに、「霧島市こどもセンター」を核として、各地区の子育て支援センターとの連携を強化します。

② 多様なニーズに応じた保育の充実

勤労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など保育サービスの充実に努めます。

また、待機児童等の状況や生活圏・就労圏などの地域性を考慮し、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の適正配置に努めます。

③ 子育てに関する負担軽減の推進

子育て家庭に対する児童手当・子ども医療費助成などを継続的に実施するとともに、効果的でニーズに即した支援策を講じることにより、子どもを産み育てるために必要な経済的負担の軽減に努めます。

また、ひとり親家庭の生活安定や自立促進のため、関係機関と連携した就労支援や資格取得のための支援を行います。

(5) みんなができること

<市民>

- ・一人ひとりを尊重し、家族みんなで協力しながら、子どもの養育、教育を行いましょ
- ・子どもと向きあい、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めましょ

<地域>

- ・地域全体で子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりを進め、交流の機会を増やましょ

<事業者>

- ・従業員が家庭で子どもとのかかわりを深められるよう配慮ましょ

3-4 共生社会実現に向けた障がい児（者）への支援

<目指す姿>

障がい児（者）の成長の段階に応じた療育・就労・生活支援サービス等の提供体制を構築し、地域の中で日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できる共生社会の実現を目指します。

（１）施策の現状と課題

本市は、出前講座等を通じ、障害のある人に対する理解不足や誤解から生じる差別・偏見の解消を図ってきましたが、アンケート調査によると、差別や偏見があると感じている方の割合は依然として高く、障害のある人に対する市民の理解は深まっているとは言えません。

そのため、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害の特性に応じた福祉サービスの充実を図るとともに、メディアの活用を通じて、ノーマライゼーションの理念を広く市民に周知し、地域の一員として日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できる共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

また、本市は、こども発達サポートセンター「あゆみ」において、発達相談事業や発達外来事業等を実施していますが、発達障害に関する理解や関心の高まり等により、待機期間が発生している状況であることから、専門職の確保等により、体制の充実を図る必要があります。

さらに、障害のある人の権利を守るとともに、自立支援等の観点から、一人ひとりに応じた、地域生活支援や就労支援を進める必要があります。

（２）成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年（H34年）
<意識系> 日頃の悩みや困り感を行政や相談支援事業所に相談する割合	8.2% (2014年度)	35.0%
<意識系> 障がいがあることで嫌な思いをしたことがある障がい者の割合	33.6% (2014年度)	20.0%
<データ系> サービスを受けている障がい者の実人数	1,496人 (2016年度)	1,700人
<データ系> 障害児通所支援を利用している子どもの数	771人 (2016年度)	1,070人

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 障害福祉サービスの提供体制の充実

障害や障害のある人に対する市民の正しい理解を深め、障害のある人への心配りや手助けなどを促進します。

また、障がいのある人が尊厳を持ち、安心して社会生活が営めるよう、障害の特性やニーズを踏まえた福祉サービスを提供します。

さらに、地域の相談支援の拠点として総合的な相談受付や情報提供などを行う「基幹相談支援センター」の設置を目指します。

② 障がい者の自立及び社会参加の促進

障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、幼少期から高齢期に到るまで必要な支援を行います。

そのため、身近に相談できる体制や住まいの確保などをはじめとする福祉サービスの充実を図るとともに、民間任意団体によるサービスの提供など、地域全体で障害のある人を支える基盤整備を進めます。

③ 障がい児の支援体制の充実

学校等と連携し、障害のある子ども一人ひとりに応じた特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、療育の必要な子どもの成長に応じて、児童発達支援・放課後等デイサービス等の円滑な活用や相談体制の強化に努めます。

さらに、こども発達サポートセンター「あゆみ」の相談支援体制の充実に努め、関係機関と連携し、発達障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図ります。

④ 尊厳ある暮らしを支える仕組みづくり

障害のある人の主体的な選択と決定の下、地域で暮らすために必要な支援を行います。

また、成年後見センターの利用促進を通じ、認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない人の利益や財産の保護に努めます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・ 障害の特性等や、障害のある人に対する理解を深めましょう。
- ・ 地域でのイベント等の企画や運営、参加を通じて、障害のある人との交流を深めましょう。
- ・ 障害のある人と地域でともに支え合い、生活できるよう必要に応じて支援しましょう。

<事業者>

- ・ 障害のある人の雇用に積極的に取り組み、働きやすい環境をつくりましょう。
- ・ 医療・福祉の関係機関は、障害のある人が地域で尊厳をもって暮らせるよう、互いに連携しながらサービスを提供しましょう。

3-5 社会保障制度の円滑な運営

<目指す姿>

生活に課題を抱える人または世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができる体制を構築します。

また、医療保険制度や介護保険制度については、給付の適正化に取り組み、関係機関と連携して、制度の安定的な運営に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市の生活保護受給者は、年々増加傾向にあることから、生活保護者の自立に向けた支援など、きめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援の強化を図るため、相談支援や住居確保支援等に取り組むとともに、生活困窮者等の経済的な問題のみならず、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制を構築していく必要があります。

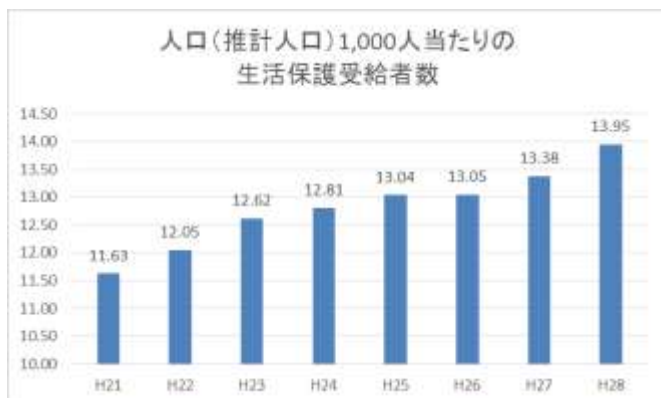
また、少子高齢化や人口減少の進行、医療の高度化など、社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、将来的な社会保障制度運営に与える影響が懸念されています。本市においても、医療保険と介護保険の給付費が増加傾向にあることから、給付費の適正化を推進していく必要があります。

さらに、国民年金制度は老後の生活安定に欠かせない社会保障制度であることから、制度に対する理解を深めてもらうための取組みを行うことにより、市民の年金受給権の確保に努める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<データ系> 国民健康保険の被保険者一人当たりの医療諸費	440,737円 (2016年度)	497,000円
<データ系> 人口(推計人口)1,000人当たりの生活保護受給者数	14.0人 (2016年度)	15.7人
<データ系> 認定者のうち介護サービス(居宅・地域密着型・施設)を受けている者の割合	89.5% (2016年度)	92.5%
<データ系> 就労等により自立した生活保護世帯数	27世帯 (2016年度)	50世帯

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 生活困窮者等への支援

生活保護受給者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労による早期の自立を促進するとともに、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援、就労支援及び住居確保支援に取り組むとともに、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制を構築します。

② 医療保険制度と国民年金制度の円滑な推進

市民の健康に対する意識を高め、生活習慣の改善につなげるため、生活習慣病の予防等に関する事業を実施するとともに、重複・頻回受診者に対する訪問指導等を通じ、医療費の適正化を図ります。

また、健診、保健指導の受診率の向上を図るため、医療機関等と連携して、受診勧奨を行います。

さらに、日本年金機構と連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の資格に関する届等の適正な処理や相談業務、制度周知・広報等を実施し、市民の年金受給権の確保に努めます。

③ 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の安定的な運営を図るため、要介護高齢者数の推移や介護サービス供給見込量等を把握し、介護保険料を適切に設定するとともに、要介護認定の適正化を進めます。

また、介護サービスの質の向上を図るために、サービス事業所に対する指定・指導体制を強化するとともに、多職種で構成する地域ケア会議の開催等を通じ、介護給付費の適正化を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・ 就労意欲や地域の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ・ 医療保険制度や国民年金制度、介護保険制度の趣旨を理解し、適正な利用や保険料（税）の納付に努めましょう。
- ・ 各種健診を活用し、自ら健康の維持、増進に努めましょう。

<事業者>

- ・ 退職者等への医療保険制度や国民年金制度の周知に努めましょう。

4-1 立志と将来への希望を育む学校教育の充実

＜目指す姿＞

子どもたちの学力や健康、豊かな心を育み、本市の発展を支えていく人材を育成するため、教職員の資質向上や安全・安心な教育環境の整備に努めるとともに、地域や関係機関と連携した学校支援体制を構築し、特色ある教育活動を推進します。

また、国分中央高校においては、魅力ある専門高校として、歴史・伝統を継承しつつ、時代と社会の変化に対応できる人材の育成を目指し、更なる活性化に取り組みます。

(1) 施策の現状と課題

全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の児童生徒の学力は、全国・県の平均値を下回っていることから、個に応じた指導の充実や分かる授業の実践により、確かな学力の定着を図る必要があります。

一方で、子どもたちの能力・可能性を十分に伸ばすためには、教員の資質や能力の向上が必要不可欠ですが、教員の長時間勤務など、子どもと十分に向き合うことができない状況もあることから、教員一人ひとりが担うべき業務に専念でき、意欲と能力を最大限に発揮できる環境整備を推進する必要があります。

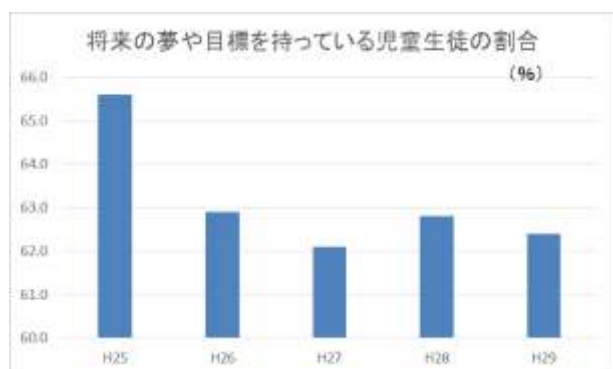
また、不登校への対応、特別支援教育の充実、安全・安心で質の高い教育環境の整備などの課題が指摘されていることから、学校・家庭・地域が一体となった教育の一層の充実が求められるとともに、学校の特色を生かした教育活動推進のため、地域の多様な人材の活用や特認校制度の広報など、地域に開かれた学校づくりを展開していく必要があります。

国分中央高校においては、屋内運動場など学校施設の整備を進めてきましたが、今後、一人ひとりの生徒に合わせた進路指導等の充実を図るとともに、募集定員の確保に向けた取組を強化していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
＜意識系＞ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	62.8% (2016年度)	65.0%
＜意識系＞ 小・中学生のあいさつや交通ルールを守るマナーが良くなっていると思う市民の割合	56.9% (2016年度)	65.0%
＜データ系＞ 学習定着度調査における平均正答率の県との比較	△2.2ポイント (2016年度)	1.5ポイント
＜データ系＞ 規範意識の高い児童生徒の割合	62.5% (2016年度)	65.0%
＜データ系＞ 体力テスト(小・中学校)における平均値の県との比較	0.2ポイント (2016年度)	1.7ポイント

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進

児童生徒の基礎的・基本的な知識の定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善などを通じて、思考力・判断力・表現力等の育成や問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度を育みます。

また、各学校の学力向上に対する取組の評価・改善手法の強化を図るとともに、個人差や個性等を考慮した指導法改善や個別指導の在り方について支援を行うなど、教職員の資質向上に努めます。

さらに、子どもたちが自分の生き方や働き方について考え、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実を図ります。

② 豊かな心の育成と個性を生かす支援体制の充実

いじめや不登校、暴力行為等のない学校づくりを推進するとともに、関係機関と連携し、これらに対する相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒の思いやりの心やあいさつ、規範意識を高める「命の教育の日」、「ほめる運動」等の具体的な取組を通して、自他の大切さを認めることができる子どもたちを育成します。

さらに、障害のある子どもたちの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実や学習環境の整備を行い、一人ひとりに応じた自立と社会参加の実現を図ります。

③ 安心安全な学校生活の保障と食育、体育の推進

スクールガードリーダーや防犯ボランティア等との連携をはじめ、地域・学校・家庭が一体となって、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。

また、耐震化や老朽化対策を通じて、学校施設の長寿命化を図るとともに、社会環境の変化等に伴う多様なニーズに対応した施設整備を行うことにより、安全で質の高い学校づくりを推進します。

さらに、生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な体力の向上や生活習慣の形成、食育の取組を通じて、健やかな体を育みます。

④ 地域や学校の特色を生かした教育活動と教育支援の推進

地域の多様な人材との交流体験などを通じ、教育活動の活性化を図るとともに、郷土を愛する心を養い、これからの社会づくりに貢献しようとする子どもたちを育成します。

また、地域と連携して、特認校制度や山村留学制度の広報・体験活動の強化を図ることにより、小規模校においても児童生徒を確保し、学校及び地域の活性化に努めます。

さらに、学校運営の改善と発展を目指す「学校関係者評価」の充実を通して、開かれた学校づくりを推進します。

⑤ 専門高校としての魅力を高める高等学校教育の充実

国分中央高校の活力、専門性、教育水準の維持向上を図り、地域に信頼され魅力ある学校づくりに取り組むとともに、歴史・伝統を継承しつつ、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。

また、進学・就職指導の充実を図るとともに、募集定員の確保に向けた取組を強化します。

(5) みんなができること

<家庭>

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の実践に努め、学年に応じた家庭学習の習慣化や健康づくりのための運動習慣を身につけましょう。
- ・一家庭一家訓を決めて、子どもをほめて育てましょう。
- ・学校や地域の各種行事への積極的な参加に努めましょう。
- ・地元企業への就職をすすめましょう。

<地域>

- ・登下校時の交通安全指導や子どもたちへのあいさつ、「励まし」の声かけをしましょう。

4-2 多様な学びを支援する社会教育の充実

<目指す姿>

体験活動等を通して、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成し、子ども達が夢や目標を持つ心を育むとともに、地域ぐるみで青少年を育成する気運を醸成し、家庭や地域の教育力向上を図ります。

また、就労世代の学習意欲を高めるなど、市民全体の学びの意識の向上を図るとともに、学習環境の充実に努めます。

さらに、市民が文化財を学び知る機会を積極的に設け、郷土づくりの意識や自発的な保存活動の高まりを促します。

(1) 施策の現状と課題

人口減少や核家族化、地域における連帯感の希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力が低下するとともに、人と人の結びつきが弱まりつつあります。併せて、インターネットなどの急速な普及により、情報を得ることが容易になった反面、有害な情報へ触れる機会も増え、子どもの人格形成にまで悪影響を及ぼす可能性も指摘されています。

このような社会環境の変化の中で、青少年の豊かな感受性を養うためには、誰もが親としてのあり方を常に振り返るよう家庭教育を充実させるとともに、家庭・地域・学校が連携し、青少年育成のための健全な社会環境づくりに努める必要があります。

また、それぞれの意欲や必要に応じて学習できる環境の整備・充実が求められていることから、多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供を図るとともに、老朽化が著しい施設等の整備を行い、市民が学習しやすい環境づくりに努める必要があります。

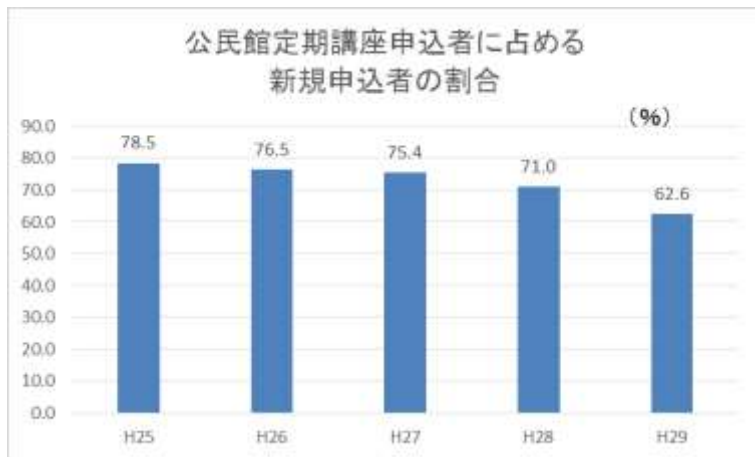
さらに、本市には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など、多くの伝統文化がありますが、少子高齢化に伴う担い手不足などにより、保全・継承が難しくなっています。そのため、学校や地域などと連携して、郷土に誇りを持つ心を醸成し、後継者の育成に努めるとともに、歴史・文化を活かした地域づくりの促進など、観光資源としての魅力向上、まちづくりへの活用等にも積極的に取り組む必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 青少年の他人に迷惑をかけるという行動が、2.3年前と比べて減ったと考える市民の割合	23.1% (2016年度)	%
<意識系> 学習している市民の割合	53.3% (2016年度)	%
<データ系> 住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	59.1% (2016年度)	62.5%
<データ系> 公民館定期講座申込者に占める新規申込者の割合	71.0% (2016年度)	77.0%

<データ系> 過去1年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数	10,838人 (2016年度)	11,500人
--	---------------------	---------

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実

豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行い、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成します。

また、地域における異年齢集団での様々な体験活動などを通じて、子どもたちの思いやりの心や自律心を育むとともに、多様性や感受性を養うための取組を推進します。

さらに、子ども会や青少年団体等への活動支援や関係機関と連携した加入促進に努めます。

② 家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成

子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立した社会生活を送ることができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する環境整備を図ります。

また、親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供等を図るとともに、学校や地域、警察、校区青少年育成連絡会などの関係機関との連携を図り、青少年の健全育成に努めます。

③ 自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実

多様化・高度化するニーズに対応し、関係機関と連携した学習機会、内容の充実に努めるとともに、市民が、必要な情報を容易に入手できるよう、広報誌や図書館システムなどを活用した情報提供を行います。

また、老朽化した施設の改修やメディアセンターの機器更新を通じ、利用しやすい学習環境の整備に努めます。

④ ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用

文化財に触れる史跡めぐりや体験学習、歴史講座などを積極的に開催するとともに、郷土芸能の保存・継承を図るため、保存団体間の連携・交流を促進します。

また、文化財の計画的な調査・研究、保存に努め、重要なものについては、文化財指定により保護を図るなど、文化財を後世に遺すための適切な環境整備に努めます。

さらに、本市の歴史・文化・自然・産業などに触れることができるように施設を充実し、貴重な遺産を後世に伝えます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・何事にも興味や関心を持ち、前向きに学習しようとする意欲を持ちましょう。
- ・各種講座等で学んだことをボランティア活動等の場で活かしましょう。
- ・郷土芸能の継承や文化財を大切にすることを意識を高めましょう。

<家庭>

- ・家庭教育の充実を図り、読書習慣を身につけさせ、地域活動への参加を促しましょう。

<地域>

- ・子どもたちをほめる声かけに取り組むとともに、子どもたちに地域活動の中での役割を与えましょう。

5-1 市民参画でつながる地域社会の形成

<目指す姿>

立場の異なる様々な主体が、適切な役割分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、地域への愛着を深めることで、暮らしやすく、魅力ある地域社会の形成を目指します。

また、霧島市国際交流協会や関係団体などと連携・協働しながら、多くの市民の参加により、姉妹都市をはじめとする、国内外の都市との多彩な交流を進めるとともに、国際感覚を身につけ、世界で活躍できる人材の育成に積極的に取り組みます。

(1) 施策の現状と課題

市民にとって最も身近な住民組織である地区自治公民館・自治会は、防災・防犯、子育て、高齢者の見守り、環境美化等、市民が生活する上での様々な問題を解決する役割を担っていますが、人口減少やライフスタイルの多様化、地域における連帯感の希薄化などにより、単独の自治会等による地域課題の解決が困難な状況が見受けられます。

また、地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に自治会加入率は減少傾向にあることから、地域活動を担うリーダーや新しい公共の担い手となるNPO等の団体が育つ環境を整備していく必要があります。

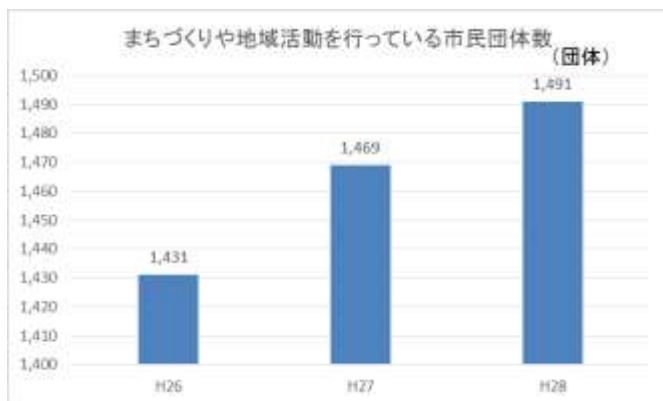
さらに、「道義高揚・豊かな心推進宣言都市」として道徳の振興を図るため、関連事業の普及・啓発を図っていく必要があります。

近年、国や地域を越え、人・もの・情報等の移動が世界的に拡大している中、国内外の様々な都市との交流を通じ、異文化に対する正しい認識や魅力などを広く伝えるとともに、霧島市国際交流協会等との連携を強化し、市民レベルでの交流の拡大やグローバル人材の育成を進めていく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> まちづくり活動に参加している市民の割合	52.4% (2016年度)	60.0%
<データ系> まちづくりや地域活動を行っている市民団体数	1,491 団体 (2016年度)	1530 団体
<データ系> まちづくりや地域活動等の支援制度を活用した市民団体数	589 団体 (2016年度)	630 団体
<データ系> 国内外の姉妹都市等との交流事業等に参加したのべ人数	159 人 (2016年度)	178 人
<データ系> 自治会加入率	62.3% (2017年度)	67.0%

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 市民活動の支援と協働の推進

「新春市民のつどい」、「建国記念の日祝賀行事」など道義高揚に関するイベント内容の充実や市民総参加による「ふれあいボランティア」等の推進により、地域社会を形成する市民意識の醸成を図ります。

また、地区自治公民館・自治会が実施する地域活動及び市民団体（ボランティア団体、NPO等）が実施する公益的な活動に対する支援を行うとともに、連携・協働体制の強化を図り、市民参画によるまちづくりを推進します。

② 国際・国内交流の推進

霧島市国際交流協会などと連携し、友好交流都市をはじめとするアジア諸国など多くの都市との交流を展開することにより、市民が海外の文化に触れ、理解を深める機会を増やすとともに、青少年海外派遣事業等の実施により、国際的な視野を持つグローバル人材の育成を図ります。

また、中・高校生をはじめとする市民レベルによる岐阜県海津市などの姉妹都市との交流を通じて、地域間相互の理解を深めるとともに、健全な青少年の育成に努めます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・自治会に加入しましょう。
- ・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げましょう。
- ・講座やイベントなどへの参加を通じ、国際・国内交流の輪を広げましょう。

<地域>

- ・住民がまちづくり活動に参加しやすい環境をつくりましょう。

<事業者等>

- ・地域で活動する様々な団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みましょう。

5-3 人権の尊重と男女共同参画の推進

<目指す姿>

一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍・年齢・性の違い、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合いながら、いきいきと輝き暮らせるまちを目指します。

(1) 施策の現状と課題

学校でのいじめ、子どもや高齢者・障がい者への虐待、DV、部落差別、障がい者や認知症、難病等の人への差別など市民生活においてさまざまな人権問題が存在しています。そのため、これまで以上に学校、地域社会、家庭、事業所等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

また、性別による固定的な役割分担意識の解消や政策方針決定の場への女性の参画は進みつつあるものの、十分に浸透しているとはいえない状況です。男女がともに、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できるようにするために、性別による固定的な役割分担意識の是正に向けた意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方が選択できる環境づくり等への取組が求められています。

平和や非核は全世界共通の願いです。しかしながら、国際社会においては、地域紛争、国際テロなどが多発している状況にあります。戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に受け継いでいくことは、「非核平和宣言都市」として重要な役割であり、平和を尊重する意識の醸成を図ることが一層重要となっています。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 2022年(H34年)
<意識系> 日々の生活の中で、身の回りの人権が大事にされていると思う市民の割合	% (2016年度)	%
<意識系> 男女の地位の平等感(家庭及び職場におけるにおいて「(男性の方が優遇されている)」と回答した人の割合)	% (2016年度)	%
<データ系> 市が開催する人権にかかわる教育・学習に参加した市民の延べ人数	11,800人 (2016年度)	12,000人
<データ系> 審議会等への女性登用率	29.7% (2016年度)	35.0%
<データ系> ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	82.4% (2016年度)	88.4%

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 人権教育・啓発の推進

市民が、自らの問題として人権問題に関心を持ち、より多くの市民が人権問題への理解を深めることができるよう、市民や事業者、教育機関などと連携して、様々な場面で効果的な人権教育・啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ります。

② 人権を侵害するあらゆる行為の根絶

DV、虐待、ハラスメント等の人権を侵害するあらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を広く浸透させる広報・啓発活動を図ります。

また、複雑多様化する人権相談に迅速かつ的確に対応できるように、関係機関との連携や相談体制の充実を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを進め、人権侵害被害者の救済やDV・虐待等の早期発見・対応に取り組めます。

③ あらゆる分野における男女共同参画の推進

「男性は働き、女性は家事や育児に専念するべき。」といった性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識や理解が進むよう、積極的な広報・啓発活動を展開します。

特に、女性の活躍推進に向けた社会的な気運の醸成を図るとともに、働き又は働こうとする全ての女性が、個性と能力を十分に発揮できるよう、県及び関係機関等と連携して、女性の経営への参画及び管理職等への登用促進など女性が働きやすい環境の整備や、結婚、妊娠・出産、育児等で離職した女性の再就職支援等に取り組めます。

④ 平和意識の醸成

国分溝辺特攻慰霊祭、市戦没者追悼式などを通じて、次の世代へ途切れることなく、市民が平和の大切さや命の尊さへの理解を深めるための取組を推進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・一人ひとりが人権の大切さを認識するとともに、個の違いを豊かさとして認め合いましょう。
- ・男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場等への浸透を図りましょう。
- ・あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。
- ・平和の大切さを次の世代に伝えましょう。

<事業者>

- ・働きやすい職場づくりを徹底し、ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。